【柳橋地区地区計画】

名称				柳橋地区地区計画	
	位置			見附市柳橋町及び新潟町の各一部	
		面積		約 12.2ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標			当該地区は見附市の中央部に位置し、JR見附駅への距離や国道8号への良好な交通利便性により、住宅地として恵まれた条件を備えている。 当該地区は開発行為により宅地造成が完了しているが、土地の細分化を防止し、一定の建築制限を設けることで良好な住環境の確保を目指すものである。	
	土地利用の方針			周辺地域を含めた既存の住宅地と調和のとれた、良好な低層住宅地としての土地利用を基本とするが、市道坂井柳橋線沿道においては生活利便施設、事務所等の立地を主とした地区として位置付けることにより、利便性の向上及び土地利用区分の明確化を図る。	
	地区施設の整備方針			当該地区には地区施設として区画道路(幅員12m,16m)を適正に配置する。	
	建築物等の整備方針			良好な住環境の形成及び保全を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を 定める。	
	その他当該地区の整備・開発 及び保全に関する方針			防犯、防災及び自然環境を尊重した住宅街区の形成、保全を図るため、 かき又はさくの構造、高さ及び位置の制限を定める。	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模			区画道路 幅員 1 2 m 総延長 約 2 0 0 m 幅員 1 6 m 総延長 約 1 1 0 m	
	建築物等の制限に関する事項	地	地区の名称	A地区	B地区
		区の区分	地区の面積	約9.4ha	約2.8ha
		建築物等の用途の制限		建築基準法別表第二(は)項に掲 げる建築物以外は建築してはならな い。	建築基準法別表第二(ほ)項に掲げる建築物及び次に掲げる建築物 は建築してはならない。 1.ボーリング場、スケート場又 は水泳場 2.工場(建築基準法施行令第130 条の6で定めるものは除く)
		建築物の敷地面積の 最低限度		1 8 0 m²	2 0 0 m²
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から1.0m以上離さなければならない。 ただし自動車車庫(物置を含む)で軒の高さが2.3m以下のものはこの限りではない。	
		建築物等の高さの 最高限度		建築物の高さの最高限度は、地盤 面から12.5mとする。	
		かき又はさくの構造の制限		道路に面するかき又はさくの構造は次の各号の一に掲げるものとする。 1. 生垣 2. 道路面からの高さが 1. 5 m以下のフェンス等透視可能なのもとし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎で道路面からの高さが 8 0 cm 以下のもの、あるいは門柱にあってはこの限りではない。	

柳橋地区地区計画 計画図

